

HOME

ひろせ事務所通信 [ほおむ]



その相続放棄 ちょっと待った!

最近ご依頼の多い相続放棄。

多額の借金があることがわかっているケースなど、相続放棄をした方が良い場合もありますが、中には本当に相続放棄でいいの? というようなケースもあります。今回は、相続放棄をする前に知っておいてもらいたいことをご紹介します。

☑ 放棄するのは**マイナス**の財産だけではない

相続放棄をした人は、その相続において最初から相続人ではなかったものとして扱われます。つまり、マイナスの財産だけでなく、プラスの財産までも相続することができなくなります。

また、原則一度した相続放棄を取り消すことはできません。

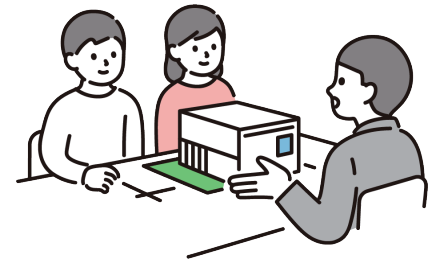
「相続放棄したけど、思っていたより遺産がありそうだからやっぱりやめた。」なんてことはできません。相続放棄をする前に、本当に遺産がマイナスなのかしっかり調査しておく必要がありますね。



☑ 遺産の中に**共有不動産**があるときは要注意

相続人全員が相続放棄をして、相続人が不存在になった不動産を売却するためには、裁判所で相続財産清算人を選任してもらう必要があります。不動産が共有の場合には、共有者全員で売却手続きを行うので共有者の一人でも相続人不存在の状態になれば、売却手続きが複雑になり時間も費用も余分にかかることとなります。

相続放棄した後、その不動産を誰がどのように管理するのかについても知っておく必要がありますね。

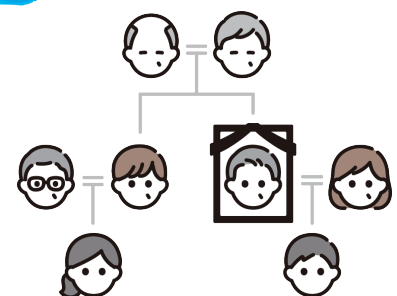


☑ 思わぬ**親族トラブル**に発展することも

相続人が相続放棄をすると、その相続権は次の順位の相続人に移ります。その結果、亡くなった方の兄弟姉妹やその子供まで相続人になることもあります。

相続する遺産がプラスの財産なら喜ばれるかもしれませんが、マイナスの財産だと思わぬところで人間関係のトラブルに繋がることも考えられます。

自分が相続放棄した後、その相続権が誰に移るのかも把握しておく必要がありますね。



いかがでしょうか?

相続放棄の手続き自体は、そこまで複雑なものではありません。

ご自分で相続放棄の手続きをすることも可能です。

しかし実際に相続放棄をする場合には、今回ご紹介したことのほかにも慎重に検討しておくべきことがたくさんあります。

相続放棄をしたあとで後悔しないためにも、早めに専門家へご相談ください。

相続放棄についての
ブログはこちらから



<https://www.officehirose.com/case/40254/>

おしごと お仕事について行って 、イイですか？

8月3日は司法書士の日です！
これを知っている方は司法書士マニアという
くらいほとんど知られていない記念日ですが（‘ㄩ’）
司法書士制度が誕生して今年で151年目に
なります。意外と歴史のある職業なんです。
そこで、司法書士が普段どんな仕事をしているか
ご紹介するべく、司法書士廣瀬修一のとある一日
をご紹介します！

- 9時 業務開始**
 一日の段取りを考えつつ案件整理、
 メール確認、書類作成をする
- 10時 土地決済の立会い**
 金融機関で、売主&買主の本人確認をして
 土地売買に問題がないことを確認する
- 12時 お昼**
 愛妻弁当で元気をチャージ
- 13時 事務所 MTG**
 スタッフ全員で午後&翌日の予定を確認する
- 13時半 公証役場へ**
 遺言書作成に立ち会う
- 16時 事務所で打合せ**
 会社設立のご相談
- 18時 業務終了**
 案件を整理して帰宅



別の日には法務局や、裁判所に行ったり
市役所で相談員として活動することもあります



どうでしたか？
えっ！司法書士ってそんなこともできるの？
なんて驚かれた方はいませんか？
そうなんです！司法書士ができる仕事は意外と多いんです！
例えば、

相続・遺言書作成

- 遺産分割協議書を作りたい
- 公正証書遺言を作りたい

など

不動産の名義変更

- 土地の売買をした
- 住宅ローンを完済した

など

会社設立・法人登記

- 会社を作りたい
- 役員が変更になった

など

成年後見・任意後見

- 判断能力が不十分な人の財産管理
- 将来判断能力がなくなったときの備え

など

司法書士に興味を湧いてきた方は、事務所 HP や香川県司法書士会の HP を是非覗いてみてくださいね♪

発行元 ひろせ司法書士事務所 事務所所在地：香川県高松市木太町 1288 番地 2
 電話番号：087-813-9913
<http://www.officehirose.com>

事務所 HP はこちらから

